

# 福島県発注工事の前金払に係る特例措置について

## ～特例措置を恒久化～

福島県発注工事における令和7年度以降の前払金の使途の範囲の取扱いを、以下のとおり定めました。

### 1 特例措置の内容

土木建築に関する公共工事において、前金払の対象となる経費として、「労働者災害補償保険料及び保証料」を、「現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）」に拡大する。

### 2 前払金の使途拡大について

#### ○対象となる前払金

平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金とする。

#### ○使途拡大の内容

現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用にも充てることができることとしていた特例を、恒久化することとしました。

※1 これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。

※2 既に請負契約を締結した工事についても前払金の使途の範囲を拡大することが可能ですが、その場合は、当該契約における前払金の使用に係る規定を変更することが必要になりますので、協議願います。

福島県いわき建設事務所

令和7年4月